

【事案Ⅲ－９】火災共済金等請求

・平成 27 年 4 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

被共済者の借家人・転貸人等による破壊行為により加害損傷した建物の損害に対する火災共済金の支払いについて、共済団体の定める約款・事業規約への認識が欠如しているとして、適正な条文解釈に基づき 120 万円を支払えとの申立てがあったもの。

<申立人の主張>

長期積立満期型火災共済の火災共済金等 120 万円を支払え、との判断を求める。

(1) 約款・事業規約では、火災共済金の支払い要件の一つに、「騒じょうその他これに類似する集団行動に伴う暴力行為または破壊行為」によるもの、と規定している。

(2) 賃借人の知人に転貸し、その知人グループ約 10 人(不特定多数)が最近約 1 年間に数十回、路上に迷惑駐車して夜中に大騒ぎし、近隣へ迷惑行為を行っていた。

本件加害損傷は、第三者である多数の者が戸建住宅へ不法侵入を繰り返し、破壊、壁の打ち抜きおよび騒音発生等、周辺建物にも影響を及ぼす程度の行為であることを考慮すれば、数世帯に準ずる規模にわたり平穏が害されたものに等しく、約款・事業規約が規定する「騒じょうその他これに類似する集団行動(群衆もしくは多数の者の集団行動によって数世帯以上もしくはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態)」に該当する。

(3) しかしながら、共済団体は本件加害損傷が約款・事業規約に照らし「騒じょう」とは判断できず、共済事故に該当しないと主張している。

(4) 建物の原状回復もままならず、共済団体の不適切な対応および手続き遅延により、精神的苦痛を味わったことから、本来請求すべき修理費・清掃代に加え、精神的損害等慰謝料を含め、共済金等 120 万円の支払を求める。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

(1) 約款・事業規約では、火災共済金を支払う場合に列挙する事故について保障する旨定め、「騒じょうその他これに類似する集団行動に伴う暴力行為または破壊行為」によって損害が生じた場合に支払うことを規定し、「騒じょうその他これに類似する」とは、「騒じょうには至らないが、集団的示威行為(デモ)や学生運動によって生じる暴力行為による損害」を填補する主旨で、「群衆または多数の者の集団行動によって

数世帯以上の規模にわたり平穏が害される状態または被害を生じる状態」を言うものであり、本件事故のような単なる暴行(酔っ払い、いたずら)による損害はこれに該当しない。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 約款・事業規約にいう「騒じょう」の用語は、刑法第106条(騒擾罪)において用いられ、その構成要件は、「多衆聚合シテ暴行又ハ脅迫ヲ為シタル」ことと定められている。「騒じょう」といえるためには、その行為自体において当該地方における静ひつ又は公共の平和を害するおそれがあるものであることを要し、また「多衆」とは、一地方における公共の静ひつを害するに足りる暴行・脅迫をするのに適当な多人数をいうとされている。

騒擾罪についての諸判例の状況からみて、法が想定する「騒じょう」とは、そこに首謀者・指揮者等が認められ、戦争・暴動等にまでは至らないものの、相当程度に大規模な集団による暴行・脅迫が伴っていて、広範な地域における一般住民の生命・身体・財産が危険にさらされている状況を指すものであって、単に「さわぎみだれる」というような意味ではない。

本件約款・事業規約は「騒じょう」という用語を使用するにつき、刑法第106条とは異なる概念を用いる旨を明示してはおらず、刑法第106条(騒じょう、すなわち騒乱)と同意義のものとして用いられているものと解するのが相当である。

- (2) そうすると、本件各行為が「騒じょう」に該当しないことは明らかであり、申立人も、本件各行為の「騒じょう」の該当性まで主張するものではないと考えられる。

また、本件各行為が「その他これに類する集団行動に伴う暴力行為または破壊行為」に該当するかについても、申立人の主張するような、放火行為等を含む周辺の建物にも影響を及ぼす程度に至るまでの破壊行為であったことを認めるに足りる証拠はなく、群衆又は多数の者の集団行動によって数世帯以上の規模にわたり平穏が害される状態又は被害を生じる状態と評価されるものでないことも明らかである。

- (3) 不特定多数の者が、最近1年間にわたり数十回、建物に侵入し、不法占拠を繰り返し大騒ぎし、破壊行為を行った事実は、申立人にとっては許し難い暴挙であり、経済的にも精神的にも損害を被ったことは理解できるが、本件共済契約の適用の可否という観点からいえば、本件は、本件共済契約が本来的に予定している事態とは規模においても程度においても、次元を異にしているものと判断せざるを得ない。